

平成28年5月31日

「千葉市新庁舎整備事業アドバイザー業務委託 公募型プロポーザル募集」
に関する質問回答書

千葉市財政局
資産経営部管財課庁舎整備室

「千葉市新庁舎整備事業アドバイザー業務委託 公募型プロポーザル募集」に係る質問について、以下の通り回答いたします。

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	様式第4号 参加者の同種・類似 業務実績（一覧）	契約書の鏡の写し、用途、規模が正確に確認できる資料等を添付とありますが、顧客との守秘義務の関係で、顧客名（契約先）を開示できない場合は、その部分は黒塗りでマスクすることで構わないでしょうか。 ただし、規模や契約期間、業務完了等は確認できるようにいたします。	契約先を開示できない資料は、「同種又は類似業務に該当することが正確に確認できる資料等」には該当しません。
2	様式第4号 参加者の同種・類似 業務実績（一覧）	同種、類似業務では、延床面積20,000㎡以上とありますが、複数棟での合計で20,000㎡を超える場合は対象としてよろしいでしょうか。	対象建築物が複数棟の場合、同一契約における業務案件で、一体的に発注された業務であることが明白な場合は、建築物の合計延床面積で判断します。
3	様式第4号 参加者の同種・類似 業務実績（一覧）	同種、類似業務では、延床面積20,000㎡以上とありますが、複数棟で数期に亘る建替えであり、契約を分けている場合でも合計は20,000㎡を超えている事業は対象としてよろしいでしょうか。	上記2の回答をご参照ください。